

図1 国税局の税理士専門官の人数 (2019年9月末現在)

日本税理士会連合会HP

札幌	仙台	東京	関東信越	名古屋	大阪	金沢	広島	高松	福岡	熊本	沖縄
											
2人	2人	10人	5人	5人	6人	2人	3人	2人	2人	2人	2人

■ 戒告 ■ 停止 ■ 禁止

図2 懲戒処分の件数 (税理士)

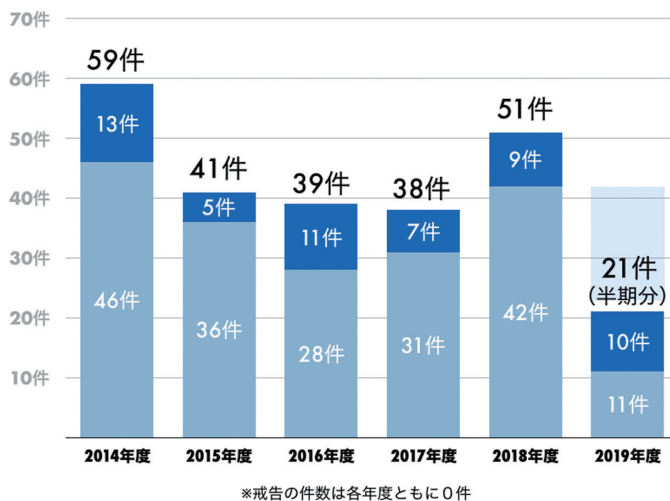
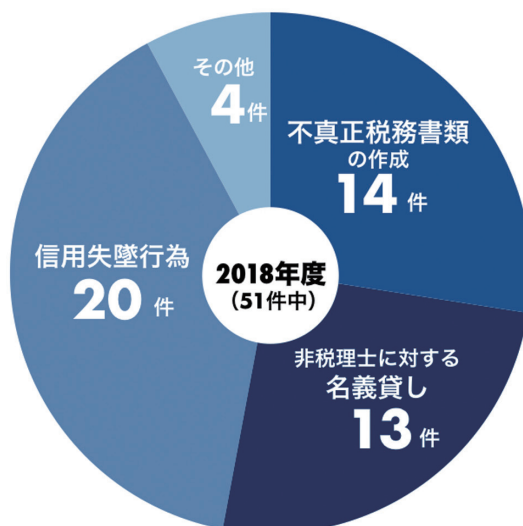


図3 違反行為の内訳 (税理士)



国税庁「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等」のデータを再構成。
信用失墜行為には「自己脱税、多額かつ反職業倫理的自己申告漏れ、業務け怠など」が含まれる

税理士の 懲戒処分件数に 増加の兆し!?

2019年9月末現在の国税局の税理士専門官の人数は、合計43人となっている(図1)。税理士に対する懲戒処分の件数は、2014年度の59件から3年間、減少が続いたものの、2018年度に51件と反転。2019年度も半期で21件となるなど、増加の兆しが見える(図2)。税理士に対する懲戒処分は、税理士法では、財務大臣の監督上の行政処分として規定されている。懲戒の種類は、「戒告」「2年以内の税理士業務の停止」「税理士業務の禁止」の3種。このうち、もっとも重い処分となる「税理士業務の禁止」は、処分を受けた日から3年を経過する日まで税理士となる資格を失うこととなり、税理士の登録は抹消される。また、国税庁の「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等」では、平成30年(2018年)1月から各処分の具体的な違反行為が掲載されるようになり、処分の詳細が明らかになっている(図3、前項の喜屋武博一税理士の提供情報から、当該データを再構成)